

議案第 6 号

大口町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例
の一部改正について

大口町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を別紙のように定めるものとする。

令和 2 年 3 月 1 6 日提出

大 口 町 長 鈴 木 雅 博

(提案理由)

この案を提出するのは、地方公務員法の改正に伴い、この条例の一部を改正するため必要があるからである。

大口町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例
の一部を改正する条例

大口町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和 36 年大口村条例第 2 号）の一部を次のように改正する。

別表中廃棄物減量等推進員の項を削り、同表廃棄物減量等推進協議会委員の項中「Ⅱ」を「副町長旅費相当額」に改め、同表区長会長の項及び区長の項を削る。

附 則

この条例は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

大口町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正新旧対照表

新			旧		
別表（第２条、第５条関係）			別表（第２条、第５条関係）		
区分	報酬の額	旅費の額	区分	報酬の額	旅費の額
略	略	略	略	略	略
消防団員	年額 ３７，２ ００円	〃	消防団員	年額 ３７，２ ００円	〃
廃棄物減量等推進 協議会委員	１回 ５，９０ ０円	副町長旅費 相当額	廃棄物減量等推進 員	年額 １１，８ ００円	副町長旅費 相当額
略	略	略	廃棄物減量等推進	１回 ５，９０	〃
参与	月額 ４５０， ０００円	〃	協議会委員	０円	
識見を有する者の 中から選任された 監査委員	月額 ５６，０ ００円	〃	略	略	略
略	略	略	参与	月額 ４５０， ０００円	〃
備考 略			区長会長	月額 ５６，０ ００円	〃
			区長	月額 ５５，０ ００円	〃
			識見を有する者の 中から選任された 監査委員	月額 ５６，０ ００円	〃
			略	略	略
			備考 略		

改 正 要 旨

1 改正の趣旨

地方公務員法の改正により特別職非常勤職員として任用すべき職が限定されたことによるものです。

2 改正の概要

別表中の「廃棄物減量等推進員」、「区長会長」及び「区長」を削除します。

改正された地方公務員法第3条第3項第3号に掲げる「臨時又は非常勤の顧問、参与、調査員、嘱託員及びこれらの者に準ずる者の職」については、

- (1) 専門的な知識経験又は識見を有すること
- (2) 当該知識経験等に基づき事務を行うこと
- (3) 事務の種類は、助言、調査、診断又は総務省令で定める事務*であること

の全ての要件に該当する職に限定されたため。

※総務省令で定める事務：幹旋員が行う事務

【幹旋員】労働関係調整法第12条

労働争議が発生したときは、労働委員会の会長は、関係当事者の双方若しくは一方の申請又は職権に基いて、幹旋員名簿に記されている者の中から、幹旋員を指名しなければならない。ただし、労働委員会の同意を得れば、幹旋員名簿に記されていない者を臨時の幹旋員に委嘱することもできる。

3 施行期日

令和2年4月1日から施行します。